ロシア連邦大統領令

外国国家の非友好的行動への対応(対抗)措置の適用について

ロシア連邦の利益および安全の保護のために、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」および2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応(対抗)措置について」にもとづき、以下を決定する:

- 1. ロシア連邦、ロシア連邦市民またはロシア法人に対して非友好的行動を実行する外国国家(以下、「非友好的外国国家」と称す)の外交代表部および領事機関、国家機関および国家機構の代表部が、ロシア連邦領内に在住する自然人と労働契約、労働者(要員)の労務提供契約、および、労働関係が発生する根拠となるその他の民事契約(以下、「契約」と称す)を締結することを制限する(必要であれば、全面的禁止の制定を含む)。
- 2. ロシア連邦領内に在住し、契約を締結することが許される自然人の人数はロシア連邦政府によって設定されるものと定める。
- 3. 本令の発効日までに自然人と締結された契約について、それらを締結した自然人の人数がロシア連邦政府によって設定された人数を上回った場合には、それらの契約は終了されるものとする。
- 4. 本令第1項および第3項は、非友好的外国国家の外交代表部および領事機関、国家機関および国家機構の代表部の職員として当該国家から来訪している(来訪した)非友好的外国国家の市民には適用されない。
 - 5. ロシア連邦政府は以下を行う:
 - a) 本令によって定められた対応(対抗)措置が適用される非友好的外国国家の一覧を作成する;
 - b) ロシア連邦領内に在住の、契約を締結することが許される自然人の人数を定める:
- c) 必要に応じて、本令によって定める対応(対抗)措置の変更および当該措置の施行期間の変更に関する提案を行う;
- d) 本令第3項にもとづいて契約が終了する際に、ロシア連邦市民の労働権遵守の監視が行われるようはからう。
- 6. 本令はその公布日から発効し、本令によって定められた対応(対抗)措置が中止されるまで有効とする。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン 2021年4月23日 第243号